

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月25日現在

損壊の種類	戸建ての住宅の場合 ※集合住宅の場合は、第2次調査の部位別判定（各部位の損傷程度等による判定）で被害を認定		災害救助法		被災者生活再建支援法 （※2）（※3）	県が管理する住宅等への一時避難（3か月）	
	住宅の損害割合	浸水深等 （※4）	新たに県が借り上げる応急仮設住宅（民間借上住宅）（※1）	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援制度	既存の建設型仮設住宅	県営住宅、災害公営住宅
全壊	50%以上	住家流出又は床上1.8m以上の浸水	対象	（原則対象外）	対象	住宅に被害を受け、避難を余儀なくされている方	対象
大規模半壊	40%以上	床上1m以上1.8m未満の浸水	対象	対象 （595,000円以内）	対象		対象
半壊	20%以上	床上1m未満の浸水	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方は対象	対象 （595,000円以内）	半壊によりやむを得ず住宅を解体した世帯は対象		対象 （床上浸水していれば対象）
					（解体しない半壊住宅は対象外）		
一部損壊	10%以上 20%未満	（第2次調査の部位別判定）		対象 （300,000円以内）			
	10%未満						
応急修理との併用			併用不可。 （応急修理制度は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住居に引き続き住んでいただくことを目的としているため。）		大規模半壊の場合で、応急修理制度で修理していない部分を補修した場合は、上記制度の加算支援金の対象。	併用可	併用可。 ただし、今後、県営住宅等への入居が応急仮設住宅の供与と整理された場合は、併用不可。

※1 県が新たに借り上げる応急仮設住宅については、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれのある、ライフラインが途絶しているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村が認める方も対象。

※2 被災者生活再建支援法では、半壊住宅をやむを得ず解体した場合に加え、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合も対象。

※3 被災者生活再建支援法の適用対象にならない「半壊世帯」及び「一部損壊のうち、床上浸水が認められた世帯」に対しては、被災者生活支援特別給付金（県分：10万円＋市町村分：災害見舞金等）の支給対象。

※4 水害による被害の第1次調査（木造・プレハブ戸建ての1～2階建て）で、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の判定。